

## 8 エネルギー関係

### (2) 電気事業

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
電気工作物の技術基準	維持基準かつ製造基準である発電用原子力設備に関する技術基準を見直し、原子力発電機器の経年変化に対応した維持基準を整備する。	10年度 (試験データ整備・検討)	11年度 (試験データ整備・検討)	12年度 (措置)	(経済産業省) 平成14年12月に公布された改正電気事業法に基づき、平成15年10月から事業者に対して健全性評価の実施が義務付けられる予定であり、同義務付けと併せて、健全性評価の際に必要な維持基準について民間規格を活用する予定。	
ダムの設計洪水流量の算出方法	水力発電設備に係るダムの設計洪水流量の算出方法について、小流域の算出方法を見直すことの可能性について検討を行う。		11年度以降実施		(経済産業省) 平成14年3月に民間団体において取りまとめられた技術的検討の結論では明らかな見直しの方向が示されなかった。見直しの可能性について、今後も民間団体の検討状況を踏まえて検討を行う。	
燃料電池発電設備の電気工作物としての区分	小出力の燃料電池発電設備を事業用電気工作物から一般用電気工作物に区分を変更することについて、今後、自動車用燃料電池等も含め、燃料及びその供給方式の開発・普及、メーカー、燃料供給者等における保守管理についての支援体制の整備等の動向を踏まえて検討を進める。			12年度 (検討)	(経済産業省) 小出力発電設備の保安の在り方については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において検討され、中間報告が平成14年6月にまとめられたところであり、これを踏まえ、平成14年8月に「家庭用燃料電池保安技術検討会」を設置し、民間事業者等と連携して必要な技術的検討を行っているところ。	
21 1,000kW未満ガスタービン発電所についてのボイラー・タービン主任技術者選任	1,000kW未満のガスタービン発電所に係るボイラー・タービン主任技術者について、一定の場合には、電気工作物設置者以外の組織に属する者から選任することの可能性を検討する。			12年度 (検討)	(経済産業省) 平成13年4月26日付け経済産業省令第157号及び告示333号により、300kW未満の型のガスタービン(マイクロガスタービン)については、ボイラー・タービン主任技術者を選任しなくて良い措置を講じたところ。	

### (3) 一般ガス、熱供給事業

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
一般ガス事業の許可	一般ガス事業の許可に関するガス事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の検討が必要になるものと認識。	
簡易ガス事業の許可	簡易ガス事業の許可に関するガス事業法第37条の4第1項第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の検討が必要になるものと認識。	
熱供給事業の許可	熱供給事業の許可に関する熱供給事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の検討が必要になるものと認識。	

### (4) その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
報告書類の電子化(エネルギー管理)	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「エネルギー管理定期報告書」の届出等諸手続について、電子化(電子メールによる届出等)を推進する。			12年度 (検討)	(経済産業省) 定期報告書の提出等諸手続については、申請等手続きの電子化推進のためのアクションプラン(「経済産業省 国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクションプラン」平成13年6月改定)に基づき、平成12年度より法的・技術的な整備について検討が行われ、その一部については平成13年度中に電子申請化を実現した。また、その他の届出等諸手続の電子化についても、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年2月3日付施行)による法的整備を行い、平成15年度中の電子申請化実現に向け技術的な整備を進めているところである。	